

ISSN 0915-7565

Nagasaki University Information Media Center

センターレポート

2012

長崎大学

情報メディア基盤センター

目次

巻頭言	1
情報メディア基盤センター長 松田 浩	
1. 2012年度長崎大学入学生の情報科目の学習経験の実態調査	2
情報メディア基盤センター 藤井 美知子, 古賀 掲維, 上繁 義史, 柳生 大輔, 野崎 剛一, 丹羽 量久 経済学部 鈴木 斉	
2. 2012年度長崎大学入学生の情報セキュリティに関する理解状況	7
情報メディア基盤センター 上繁 義史, 柳生 大輔, 古賀 掲維, 丹羽 量久, 藤井 美知子, 野崎 剛一 経済学部 鈴木 斉	
3. 全学モジュール「情報社会とコンピューティング」の取り組み	14
情報メディア基盤センター 丹羽 量久, 上繁 義史, 野崎 剛一, 藤井 美知子	
4. 国際会議での3D解剖映像伝送の支援	19
情報メディア基盤センター 柳生 大輔	
5. 平成24年度イベント（講習会、研究会等）開催報告	21
2012年情報メディア基盤センター開催イベント	21
2012年6月9日（土）情報コミュニケーション学会第9回研究会報告	21
6. センター活動記録および利用状況	23
プリンタ利用状況	23
端末利用状況	24
端末室利用状況	25
7. 長崎大学情報メディア基盤センター関連規則	27
長崎大学情報メディア基盤センター規則	27
長崎大学情報メディア基盤センター利用規程	30
長崎大学情報メディア基盤センター設置の端末利用細則	32
長崎大学情報メディア基盤センター統合認証サービス規程	34
長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則	35
長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用規程	37
長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会規程	41
長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会規程	42
長崎大学情報政策委員会規則	44

長崎大学情報政策委員会専門部会規程	46
長崎大学学内共同教育研究施設長等選考規則	48
8. 名簿	51
長崎大学情報メディア基盤センター運営委員会名簿（H24.5.1 現在）	51
情報メディア基盤センター職員名簿（H24.5.1 現在）	51
編集後記	52

巻頭言

情報メディア基盤センター長 松田 浩
(情報担当副学長)

昨今の急激に革新する情報技術の発展に伴い、大学における情報センターも大きな変革の時代にあります。本学の情報メディア基盤センターの役割もその設立時からの役割が大きく変わらなければなりません。情報化時代の大学にふさわしい最新のハードウェアとソフトウェアを整備するとともに、すべての教職員と学生の ID を管理し、多くの情報サービスを提供しなければなりません。そのため、情報系に対する投資も莫大な金額になっています。

そのような中、2012 年度は本学における ICT マスタープラン/アクションプランを策定しました。本学の情報環境整備の長期構想を「ICT マスタープラン 2012」、中期短期の行動計画を「ICT アクションプラン 2012」として 2 つの文書に分離し、それぞれのプランの役割を明確にしました。このように情報環境整備計画を長期と中期短期に分けたことにより、本学の情報化推進は大局に立ちながらもより一層機動的に実施できることになることを期待しています。

マスタープランは、ユーザー指向、持続可能性、各種要請への柔軟な対応を基本的視点とし、

- ・すべての人のために
- ・知の創出と継承
- ・進取の精神と持続性

という理念の基に本学の情報化推進の方向性を以下の基本構想として掲げています。

I 教育イノベーション：

- (1) 大学教育の質的転換を支援する ICT 環境の整備
- (2) 情報社会およびグローバル化に対応した人材育成支援

II 研究イノベーション

- (1) 世界的レベルの研究の促進支援
- (2) 国際水準の研究環境のための情報基盤・共通用情報サービス整備

III 社会貢献イノベーション

- (1) 大学 COC(Center of Community)構想の支援
- (2) 大学情報公開体制の支援、

IV 大学運営イノベーション

- (1) 大学 IR(Institutional Research)の整備
- (2) 安心・安全な情報環境の構築
- (3) 情報管理組織の改革と業務システムの強化

このような基本構想の下に、2012 年 7 月には「eラーニングコンテンツ支援室」を設置し、eラーニングの導入やコンテンツ作成に関するサービスを開始しました。その結果、eラーニングの利用者が急増し、約 570 授業科目、学生約 7,400 人、教員約 300 人が授業及び自学自習で利用するようになりました。今後は、すべての教員と全ての学生が利用することを目標として、システムを構築し、利用促進に努める必要があります。

今後ますます情報環境が変化していくだろうことは想像に難しくありません。本学の情報環境を整備し情報化推進を目指すために、教職員のみなさまのご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 2012 年度長崎大学入学生の情報科目の学習経験の実態調査

情報メディア基盤センター

藤井 美知子, 古賀 掲維, 上繁 義史, 柳生 大輔, 野崎 剛一, 丹羽 量久

経済学部 鈴木 斉

高等学校に普通科教科「情報」が 2003 年（平成 15 年）から導入され、今年で 10 年目を迎えた。この教科「情報」を学習した学生が 2006 年（平成 18 年）から各大学に入学することに合わせ、長崎大学では、2006 年度入学生より入学前の情報科目の履修状況などを把握するためにアンケート調査を実施している。

大学における情報教育、情報環境を整備するためには、学生の「情報」について実態を把握する必要がある。そこで、2012 年度入学生と 2006 年度入学生の調査結果を比較し、以下の報告[1]を行った。詳細は次ページに掲載してある。

- [1] 藤井美知子, 古賀掲維, 上繁義史, 柳生大輔, 鈴木斉, 野崎剛一, 丹羽量久：“2012 年度長崎大学入学生を対象とした情報科目の学習経験の実態調査”, 情報コミュニケーション学会研究報告, Vol.9, no.1, pp.6-9, 2012 年 6 月

2. 2012 年度長崎大学入学生の情報セキュリティに関する理解状況

情報メディア基盤センター

上繁 義史, 柳生 大輔, 古賀 掲維, 丹羽 量久, 藤井 美知子, 野崎 剛一

経済学部 鈴木 斉

2003 年度から高等学校の情報科目が必修化され, 2010 年の改訂により高校学習指導要領における情報セキュリティに関する内容が拡充された。この情報セキュリティ教育の重要性については, 我が国の内閣官房情報セキュリティーセンターにより 2009 年に議論に取り上げられた「初等中等教育における情報セキュリティ教育の充実」からも認められるものである。

長崎大学では, 教職員・学生の情報セキュリティ向上を目標に掲げ, それを実現するための行動計画として情報セキュリティに関する教育を挙げている。これを受けて, 情報セキュリティ教育を効果的に行うための基礎資料として, 平成 24 年度入学者を対象として, 入学時点での情報セキュリティに関する理解や知識に関するアンケートを実施した。

このアンケートへの回答を集計・分析し, 報告[2]を行った。詳細は次ページに掲載してある。

- [2] 上繁義史, 柳生大輔, 鈴木斉, 古賀掲維, 丹羽量久, 藤井美知子, 野崎剛一: “大学入学時における学生の情報セキュリティに関する理解状況について”, 情報コミュニケーション学会研究報告, Vol.9, no.1, pp.10-15, 2012 年 6 月

3. 全学モジュール「情報社会とコンピューティング」の取り組み

情報メディア基盤センター

丹羽 量久, 上繁 義史, 野崎 剛一, 藤井 美知子

情報メディア基盤センターでは、教養教育カリキュラムの全学モジュール科目にテーマ「情報社会とコンピューティング」を提供している。このテーマには、2012年度後期に開講する三つの全学モジュールⅠ科目、および2013年度に開講する六つの全学モジュールⅡ科目を配置している。

今年度後期開講の全学モジュールⅠ科目では、効果的な授業支援策の開発を目指して、モジュール科目準備経費で購入した電子書籍 Reader をテーマ選択者 100 名全員に貸与し、普通教室における携帯情報端末の利活用に取り組んできた。学生には、電子化した講義資料の閲覧、インターネット上の情報検索、e ラーニングシステムへの入力デバイスとして等、さまざまな目的をもって授業内外で自由に利用させた。約三ヶ月間利用した後、電子書籍 Reader の使い勝手・見やすさ、授業あるいは私的な利用の程度等について学生に尋ねた。

これらの利用内容や学生が感じたことについてとりまとめ、以下の報告[3]を行った。詳細は次ページに掲載してある。

[3] 丹羽量久, 上繁義史, 野崎剛一, 藤井美知子: “授業支援 ICT 機器としての電子書籍 Reader の利用”, 情報コミュニケーション学会第 10 回全国大会発表論文集, 2A-4, pp.71-74, 2013 年 2 月

4. 国際会議での 3D 解剖映像伝送の支援

情報メディア基盤センター

柳生 大輔

はじめに

平成 24 年 6 月 3 日から 7 日まで長崎ブリックホールで開催された「The 9th International Conference on Cholesteatoma and Ear Surgery (第 9 回国際真珠腫・耳科手術学会)」において、3D 解剖映像伝送の支援をさせていただきました。本稿では、その概要について報告いたします。

支援の概要

前述の会議の現地実行委員会を務められる医歯薬学総合研究科展開医療科学講座耳鼻咽喉・頭頸部外科学分野の先生方から、国際会議を開催するが、本学と会議会場たる長崎ブリックホールの間で解剖（解剖対象は生体ではなく、処理により固定されている側頭骨）映像を中継したいので、支援してほしい、との御依頼をいただき、主に伝送システムの通信回線等について、本学（耳鼻咽喉・頭頸部外科学分野の先生方や施設部を含む）、Secretariat を務められるイベント会社、機器を提供される企業、長崎ブリックホールの指定管理者や回線事業者との間に立ちコーディネートを担当することになりました。

最終的に、映像を中継するのは、歯学部教育研究棟 7F の解剖実習室と長崎ブリックホールの国際会議場の間と決まりました。カール・ツァイス社の 3D 顕微鏡で撮影した 2 つの HD 映像を、サイド・バイ・サイド方式の映像に変換し、パナソニックシステムネットワークス社の HD コム（映像コミュニケーション・テレビ会議システム）で（音声を含めて）伝送します。伝送された映像を、コンバータで再度 2 つ（左・右）の映像に戻し、2 台のプロジェクタに入力します。プロジェクタにはそれぞれ右旋と左旋の偏光フィルタが取り付けられており、会議の参加者はそれぞれ偏光めがねを装着し、映像を見るしくみです。

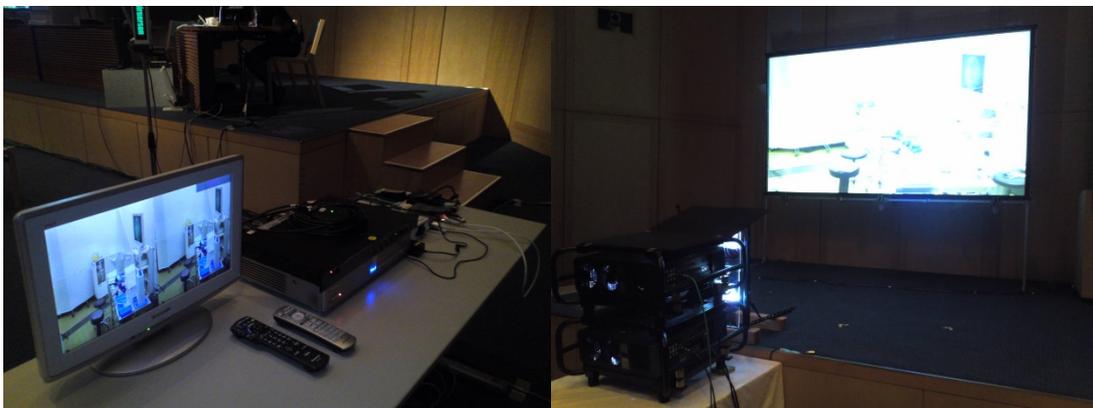


写真 1：ブリックホール側で受信した 3D 映像とそのプロジェクションの様子

HD コム（会議で使用したモデル，ソフトウェアバージョンの場合）では，ネットワークへの接続モードとして，標準（固定 IP）モードと NGN（NTT のフレッツ光回線を利用する）モードがあります．インターネット経由の直接 IP（VPN で暗号化する場合を含む）接続では，遅延時間や画質が変動する可能性があること（※今回は該当しませんが，生体の手術画像を伝送する場合は，プライバシー保護のためガイドラインで必ず暗号化されているようです），フレッツ・VPN ワイド（本学では島原・五島地区との接続に利用しています）も検討しましたが，設置期間や必要となる機器の問題から，NGN モードを利用することになりました．NGN モードはひかり電話オフィス/A の契約がある回線であれば，機器を持ってくれば，すぐに接続し，電話番号で相手方を選択・接続できるしくみです．

学内のみなさまへ

本センターでは，過去にも，九州大学アジア遠隔医療開発センターと連携し，本学病院と九州大学病院の間で，内視鏡手術映像の伝送を行ったことがあります．また，Polycom 社のテレビ会議システムを利用して，熱帯医学研究所と WHO（ジュネーブ）の間の会議で中継を行ったこともあります．本学東京事務所と文教キャンパスの間のテレビ会議システムは本センターが設置したシステムです．貸出し用の Polycom HDX もありますので，会議やイベント等で映像中継が必要な場合は，是非，情報メディア基盤センターに御相談ください．



写真 2：解剖中継中の会場の様子

5. 平成 24 年度イベント（講習会、研究会等）開催報告

2012 年 6 月 9 日(土) 情報コミュニケーション学会第 9 回研究会報告

日時：2012 年 6 月 9 日(土) 13:00～18:00

テーマ：コミュニケーション/教育/一般

会場：長崎大学 情報メディア基盤センター

主催：情報コミュニケーション学会

共催：長崎大学 情報メディア基盤センター
次世代大学教育研究会

「コミュニケーション/教育/一般」のテーマで、長崎大学において研究会を開催しました。発表件数は 13 件でした。本学会の会長阪井和男先生と共催の次世代大学教育研究会の家本修先生にご挨拶をしていただき、引き続き研究発表会を行いました。研究発表内容は多岐にわたり、活発な討議がなされました。各発表とも、参加者 26 名の方から多くの質問、そして助言をしていただき、充実した研究会でした。

13 件のプログラムを示します。

1. 2012 年度長崎大学入学生を対象とした情報科目の学習経験の実態調査
○藤井美知子、古賀掲維、上繁義史、柳生大輔（長崎大学情報メディア基盤センター）、鈴木斉（長崎大学経済学部）、野崎剛一、丹羽量久（長崎大学情報メディア基盤センター）
2. 大学入学時における学生の情報セキュリティに関する理解状況について
上繁義史、○柳生大輔（長崎大学情報メディア基盤センター）、鈴木斉（長崎大学経済学部）、古賀掲維、丹羽量久、藤井美知子、野崎剛一（長崎大学情報メディア基盤センター）
3. デジタル教科書におけるオープンエデュケーションの可能性と課題
○上松恵理子（新潟大学）
4. ICT を活用した指導方法の開発と評価ー通常学級における特別支援教育を対象としてー
○吉田誠也（長崎大学大学院教育学研究科）、寺嶋浩介、内野成美（長崎大学教育学部）、小清水貴子（静岡大学教育学部）、藤木卓（長崎大学教育学部）
5. タブレット端末を利用した「iCard」ソフトの可能性
○大岩幸太郎（大分大学教育福祉科学部）
6. 2012 年度長崎大学入学生のオフィスソフトの習熟状況
○丹羽量久、古賀掲維、藤井美知子（長崎大学情報メディア基盤センター）
7. 自由な集計・可視化を実現するアンケート外部処理インターフェイスの開発
○古賀掲維、丹羽量久、藤井美知子（長崎大学情報メディア基盤センター）
8. 小企業における人材育成を伴うソフトウェア開発手法
○中村州男（NPO 情報化ユートピア）、工藤英男（大阪成蹊大学）
9. 『ポスト・エヴァンゲリオン』の教理問答』再考
○原田康也（早稲田大学法学学術院）、阪井和男（明治大学法学部）、栗山健（明治大学サービス創新研究所）
10. グルメロコミサイトにおける店舗評価の傾向と問題
○白子開人（摂南大学経営情報学部）、針尾大嗣（摂南大学経営学部）
11. レシートデータを用いたコンビニ利用客のショッピングバスケット分析
○松田茉莉（摂南大学経営情報学部）、針尾大嗣（摂南大学経営学部）
12. スターバックス/ドトール愛好者の会話内容分析によるブランド評価

○宮本紗妃、針尾大嗣（摂南大学経営学部）

13. 数式処理言語 Maxima を用いた計算力学演習の授業

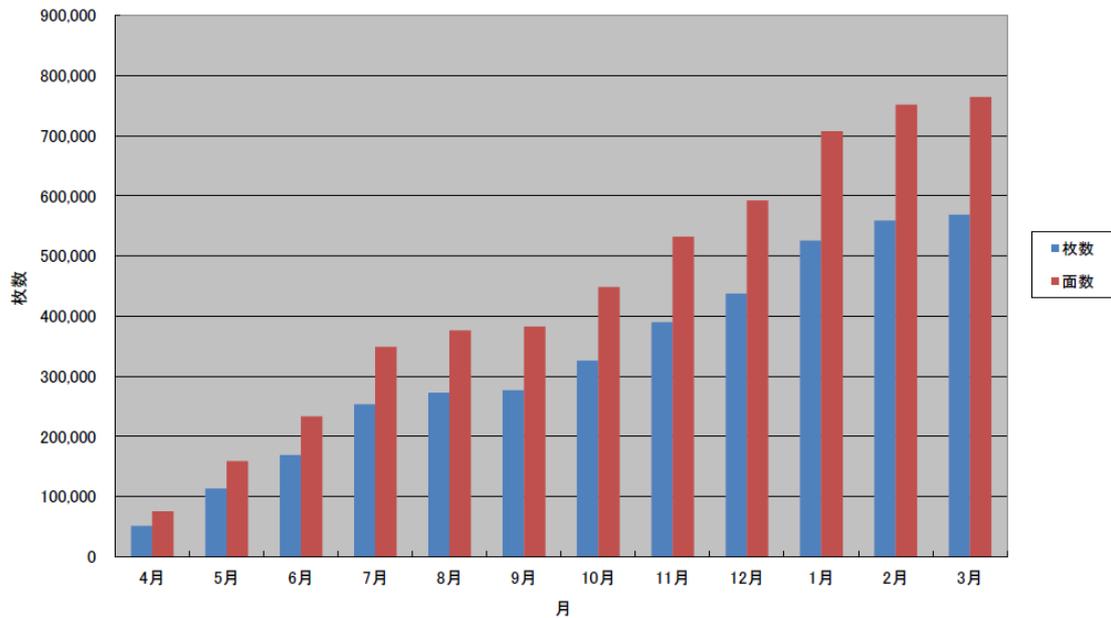
○島津勝、松田浩（長崎大学大学院工学研究科システム科学部門構造工学コース）

（報告者：藤井美知子）

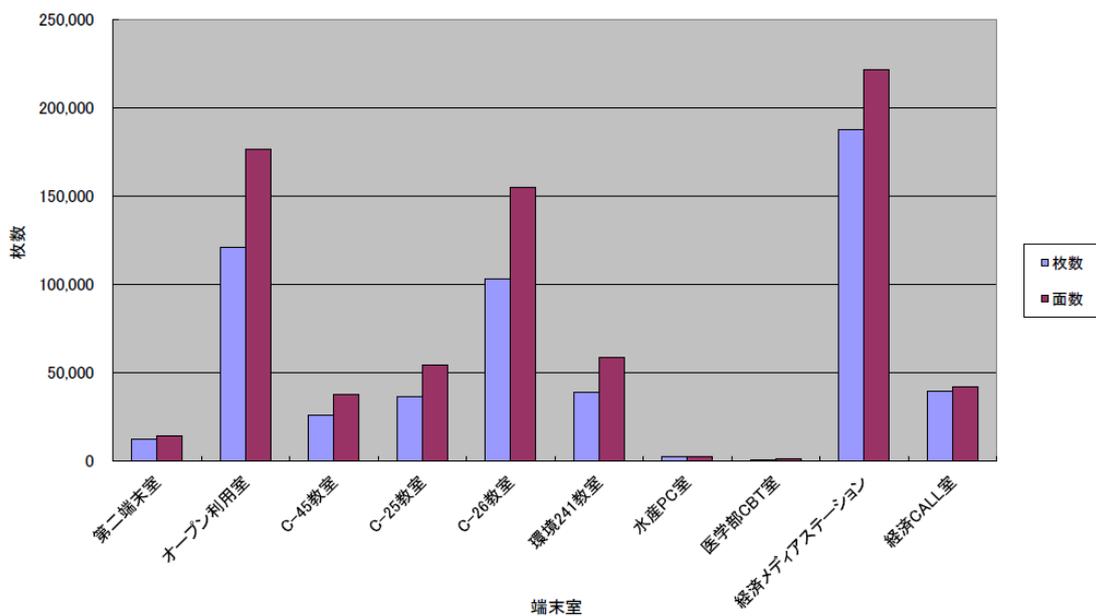
6. センター活動記録および利用状況

プリンタ利用状況

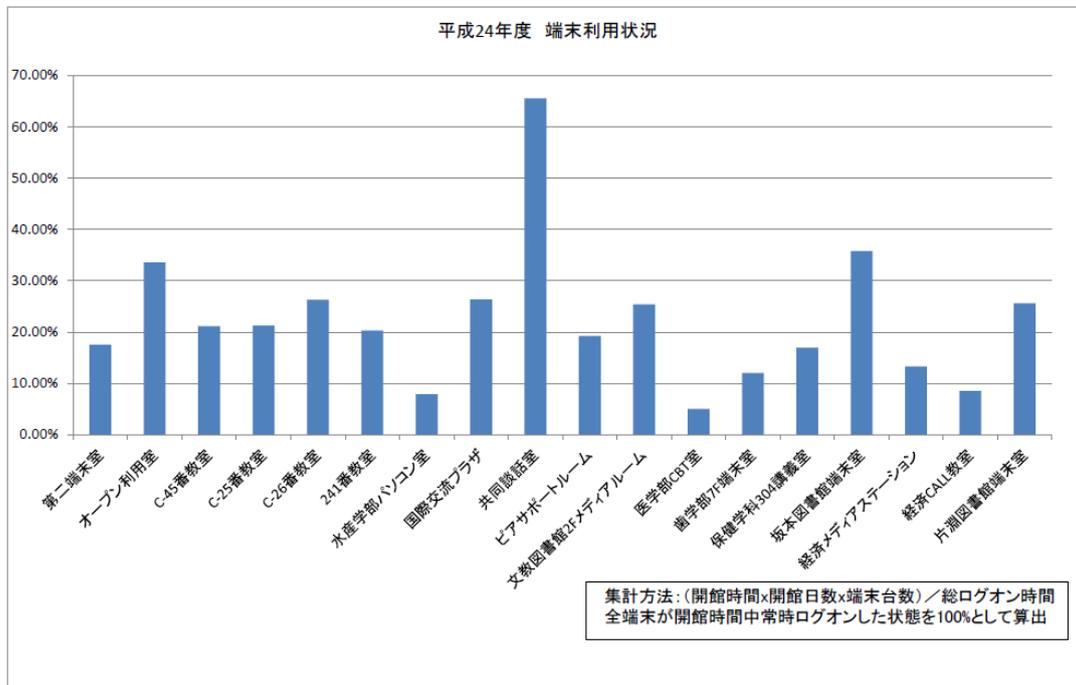
平成24年度 月別累計印刷枚数



平成24年度 端末室別印刷枚数



端末利用状況



端末室利用状況

端末室利用予定表

平成 24 年度 前期 第二端末室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
月		薬物相互作用学 薬学 (西田)	情報基礎 全学 (丹羽)	情報基礎 全学 (野崎)	
火		情報基礎 全学 (藤井)		情報基礎 全学 (藤井)	応用情報処理 薬学 (西田)
水	情報基礎 全学 (丹羽)	情報基礎 全学 (野崎)	情報基礎 全学 (丹羽)		
木			情報基礎 全学 (藤井)	情報基礎 全学 (野崎)	情報基礎 全学 (藤井)
金		数値解析 I 工学 (藤本)	情報基礎 全学 (上繁)	情報基礎 全学 (上繁)	プログラミング演習 工学 (阿部)

平成 24 年度 前期 125 番教室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
月			情報基礎 全学 (藤井)	情報基礎 全学 (古賀)	
火	韓国語Ⅲ 全学 (劉)	韓国語Ⅲ 全学 (劉)	コンピュータ入門 全学 (野崎)	情報基礎 全学 (野崎)	
水	英語コミュニケーション I 全学 (ウィリアム コルズ)	情報基礎 全学 (上繁)	情報基礎 全学 (藤井)	技術英語 I 工学 (安武)	
木	フランス語Ⅲ 全学 (大橋)	英語コミュニケーションⅢ 全学 (小笠原)	情報基礎 全学 (古賀)	情報基礎 全学 (古賀)	
金		数値解析 I 工学 (藤本)	英語コミュニケーション I 全学 (ルールドーン ミュル)	英語コミュニケーション I 全学 (ルールドーン ミュル)	プログラミング演習 工学 (石塚)

平成 24 年度 前期 228 番教室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
月			基礎統計学 水産 (GREG)	英語コミュニケーション I 全学 (ウィリアム コルズ)	
火		計算量子材料学特論 工学 (近藤)	情報基礎 全学 (上繁)	情報基礎 全学 (丹羽)	
水	情報基礎 全学 (古賀)	情報基礎 全学 (古賀)	情報基礎 全学 (柳生)	情報基礎 全学 (柳生)	
木	電気電子工学実験 I 工学 (藤本)	電気電子工学実験 I 工学 (藤本)	情報基礎 全学 (丹羽)	情報基礎 全学 (柳生)	情報基礎 全学 (丹羽)
金			英語コミュニケーション I 全学 (ウィリアム コルズ)	情報基礎 全学 (古賀)	教養ゼミナール 工学 (相樂)

平成 24 年度 前期 229 番教室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
月				基礎実験 工学 (奥村)	基礎実験 工学 (奥村)
火	医学英語 医学 (ルーク)				
水					
木					
金				基礎実験 工学 (兵頭)	基礎実験 工学 (兵頭)

端末室利用予定表

平成 24 年度 後期 第二端末室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
月		環境情報処理 環境 (上繁)	計算力学 工学 (松田)	環境情報処理 環境 (上繁)	計算力学 工学 (島津)
火	情報の活用 全学 (丹羽)	薬物動態学 薬学 (西田)			
水	社会調査論Ⅱ 環境 (渡邊)	情報基礎 全学 (丹羽)			
木		水産資源解析学 水産 (GREG)	CAD 演習 工学 (木須・戎)	CAD 演習 工学 (木須・戎)	
金		生物統計学 薬学 (西田・和田)	コンピュータ情報処理 工学 (奥松)		

平成 24 年度 後期 125 番教室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
	総合英語Ⅲ 全学 (奥田)	英語コミュニケーションⅢ 全学 (奥田)			
	韓国語Ⅳ 全学 (劉)	韓国語Ⅳ 全学 (劉)	総合英語Ⅱ 全学 (奥田)		
		英語コミュニケーションⅡ 全学 (ルール トーン ミシェル)	英語コミュニケーションⅡ 全学 (ルール トーン ミシェル)		
	フランス語Ⅳ 全学 (大橋)	英語コミュニケーションⅢ 全学 (奥田)	技術英語Ⅰ 工学 (金丸)	総合英語Ⅱ 全学 (小笠原)	
			フランス語Ⅱ 全学 (橋本)	フランス語Ⅱ 全学 (橋本)	

平成 24 年度 後期 228 番教室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
月				社会環境デザイン製図 工学 (鈴木)	
火	情報の活用 全学 (藤井)				
水	情報基礎 全学 (藤井)				
木		ITと言語 全学 (福田)	電気電子工学実験Ⅱ 工学 (石塚)	電気電子工学実験Ⅱ 工学 (石塚)	
金			英語コミュニケーションⅡ 全学 (ウィリアム コンズ)	英語コミュニケーションⅡ 全学 (ウィリアム コンズ)	

平成 24 年度 後期 229 番教室の利用

	8:50~10:20	10:30~12:00	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40
月					
火					
水			プロジェクト実験 工学 (田中)	プロジェクト実験 工学 (田中)	
木		ITと言語 全学 (福田)			
金			プロジェクト実験 工学 (田中)	プロジェクト実験 工学 (田中)	

7. 長崎大学情報メディア基盤センター関連規則

長崎大学情報メディア基盤センター規則

平成16年11月2日

規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第40条第2項の規定に基づき、長崎大学情報メディア基盤センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、長崎大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、センターの計算機システムを整備運用し、本学における教育、研究及び事務処理のための共同利用に供するとともに、情報化の推進のための技術支援及び研究開発を行い、本学の高度情報化に資することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 センターに、情報基盤部門、データベース部門及び情報メディア部門を置く。

2 情報基盤部門においては、次に掲げる業務を行う。

(1) ネットワークシステムの整備運用並びにその利用に係る技術支援及び研究開発に関すること。

(2) 計算機システムの整備運用並びにその利用に係る技術支援及び研究開発に関すること。

(3) その他情報基盤の整備運用並びにそれらに係る技術支援及び研究開発に関すること。

3 データベース部門においては、次に掲げる業務を行う。

(1) 各種データベースの構築に係る技術支援及び研究開発に関すること。

(2) 個人情報認証に係る技術支援及び研究開発に関すること。

4 情報メディア部門においては、次に掲げる業務を行う。

(1) 教育用計算機システムの構築及び利用に係る技術支援及び研究開発に関すること。

(2) 学術情報の蓄積及び配信技術に係る技術支援及び研究開発に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 情報基盤部門長、データベース部門長及び情報メディア部門長

(3) 専任教員

(4) 兼務教員

(5) その他必要な職員

2 前項第2号から第5号までの職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

3 第1項第4号の職員は、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 第1項第4号の職員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター長)

第5条 センター長の選考等は、長崎大学学内共同教育研究施設長等選考規則(平成20年規則第10号)の定めるところによる。

2 センター長は、センターの業務を掌理し、所属職員を監督する。

(部門長)

第6条 部門長は、センターの専任教員又は兼務教員のうちから、長崎大学情報メディア基盤センター計画委員会(以下「計画委員会」という。)の議に基づき、学長が任命する。

2 部門長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 部門長は、担当部門の業務を総括整理し、センター長を補佐する。

(情報メディアマネージャー)

第7条 センターに、各部局等における高度情報化の推進に資するため、センターの業務を支援する者として情報メディアマネージャーを置くことができる。

2 情報メディアマネージャーは、本学の職員のうちから、センター長が委嘱する。

(管理運営等に係る事項の審議)

第8条 センターの将来構想、教員の人事その他教育又は研究に関する重要事項の審議は、計画委員会において行う。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの運営に係る具体的事項を審議するため、長崎大学情報メディア基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の組織)

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 情報政策委員会副委員長

(3) 各学部(工学部を除く。), 工学研究科, 水産・環境科学総合研究科, 医歯薬学総合研究科, 熱帯医学研究所及び病院の教授, 准教授, 専任の講師及び助教のうちから選出された者 各1人

(4) センターの部門長

(5) 総務部長, 学生支援部長及び学術情報部長

(6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第3号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第3号及び第7号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、学長が任命する。

(委員長)

第11条 運営委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第12条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第13条 委員長が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(専門部会)

第14条 運営委員会に、必要に応じ、特定の事項について専門的に調査・整理させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 センター及び運営委員会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。

2 長崎大学総合情報処理センター規則(平成16年規則第67号)は、廃止する。

3 この規則施行後最初に任命されるセンター長、部門長及び兼務教員については、第4条第3項、第5条第2項及び第6条第1項の規定にかかわらず、長崎大学総合情報処理センター計画委員会の議に基づき、学長が任命するものとする。

4 前項の規定により任命されるセンター長、部門長及び兼務教員の任期は、第4条第4項、第5条第3項及び第6条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

5 この規則施行後最初に任命される第10条第1項第4号及び第7号に規定する運営委員会の委員の任期は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月23日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日規則第38号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第11号)抄

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

9 改正後の長崎大学情報メディア基盤センター規則第10条第1項第4号の規定により工学研究科及び水産・環境科学総合研究科から最初に選出される委員の任期は、同規則第10条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成23年4月1日規則第25号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

長崎大学情報メディア基盤センター利用規程

平成16年12月1日

規程第143号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学情報メディア基盤センター規則(平成16年規則第85号)第16条の規定に基づき、長崎大学情報メディア基盤センター(以下「センター」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の役職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が必要と認めた者

(センターの利用)

第3条 センターを利用しようとする者は、センターの設備、機器、サービス等を次に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 本学が開講する授業、講習会等の実施
- (2) ネットワークを利用した情報通信
- (3) 学生の修学及び修学に必要な情報の収集
- (4) 研究及び研究に必要な情報の収集
- (5) 本学の運営に必要と認められる業務の実施

(授業、講習会等に係る利用手続)

第4条 前条第1号に掲げる目的でセンターを利用しようとする当該授業、講習会等の担当教員等は、所定の申請書によりセンター長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる期限までに行わなければならない。

- (1) 授業に利用する場合 当該授業科目が開講される学期の最初の月の1月前

(2) 講習会等に利用する場合 利用開始予定日の2週間前

3 センター長は、第1項の規定による申請があったときは、センターの利用状況等を考慮の上、承認の可否を決定し、担当教員等に通知するものとする。

4 担当教員等は、承認を受けた利用について変更が生じたときは、速やかにセンター長の承認を受けなければならない。

(機器等の利用手続)

第5条 別表に掲げるセンターの機器等を利用しようとする者は、利用経費を負担する者(以下「支払責任者」という。)の承認を事前に得て、当該機器等の利用開始前までに所定の申請書によりセンター長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の承認をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 支払責任者は、前項の規定により承認をされた者が別表に掲げる機器等を利用した場合は、同表の区分ごとに定める金額を負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要と認めるときは、利用に係る経費を減免することができる。

(利用者の遵守事項)

第6条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第3条各号に掲げる目的以外でセンターを利用しないこと。

(2) パスワードを他人に知られないよう留意すること。

(3) センターの機器及びソフトウェアに障害をきたすような利用をしないこと。

(4) 他の利用者に支障をきたすような利用をしないこと。

(5) その他利用に際しては、センターの職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第7条 センターの機能が著しく低下するおそれがある場合など管理運営に必要な場合は、利用を制限することができる。

(利用の報告)

第8条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、センターの利用に関して報告を求めることができる。

(利用の取消し等)

第9条 利用者がこの規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター長は、その利用の承認を取消し、又はその利用を停止させることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

2 長崎大学総合情報処理センター利用規程(平成16年規程第117号)は、廃止する。

附 則(平成18年9月11日規程第43号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日規程第45号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年8月11日規程第42号)

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日規程第37号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

機器等利用負担金

区分		金額
計算機	九州大学情報基盤研究開発センターサーバ 利用負担金	1申請につき 年額 10,000円
サーバ ハウジ ングサ ービス	データセンター利用負担金	1ユニットにつき 年額 36,000円
その他 の装置 等	大判カラープリンタ負担金	
	A1版1枚につき	
	普通紙	200円(150円)
	光沢紙	700円(150円)
	A0版1枚につき	
	普通紙	400円(300円)
	光沢紙	1,500円(300円)
B0プラス版1枚につき	普通紙	600円(450円)
	光沢紙	2,300円(450円)

備考 大判カラープリンタ負担金の()内の金額は、用紙を持ち込む場合の金額とする。

長崎大学情報メディア基盤センター設置の端末利用細則

平成16年12月1日

情報メディア基盤センター細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎大学情報メディア基盤センター利用規程(平成16年規程第143号。以下「利用規程」という。)第10条の規定に基づき、教育研究等の進展に資するため、長崎

大学情報メディア基盤センター(以下「情報メディア基盤センター」という。)に設置された計算機システムの一部として、情報メディア基盤センターが各部局に設置する端局(以下「端末」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 端末の管理のため、部局に管理者を置き、当該部局長をもって充てる。

(経費の負担)

第3条 端末の運用に必要な経費は、当該部局が負担しなければならない。

2 端末を損傷した場合の修理費は、原則として当該部局が負担しなければならない。

(端末責任者)

第4条 管理者は、次に掲げる職務に従事させるため端末責任者を置き、当該部局の職員をもって充てる。

(1) 端末に係る情報メディア基盤センターとの連絡調整に関すること。

(2) 端末の運用に関すること。

(3) その他端末に関すること。

2 管理者は、前項の端末責任者を情報メディア基盤センター長に所定の様式により届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(共同利用の原則)

第5条 管理者は、共同利用の原則に基づき、端末を運用しなければならない。

(利用状況等の報告)

第6条 管理者は、情報メディア基盤センター長の求めに応じ、端末の利用状況、運用の実態等を報告しなければならない。

(使用の停止)

第7条 利用者が端末を利用規程に違反し、又は情報メディア基盤センターの運営に支障をきたす状態で使用した場合は、情報メディア基盤センター長は、端末の使用を停止することができる。

(補則)

第8条 この細則に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は、情報メディア基盤センター長が別に定めることができる。

附 則

1 この細則は、平成16年12月1日から施行する。

2 長崎大学総合情報処理センター設置の端末利用細則(平成16年総合情報処理センター細則第2号)は、廃止する。

長崎大学情報メディア基盤センター統合認証サービス規程

平成23年2月21日

情報メディア基盤センター規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学情報メディア基盤センターにおける統合認証サービスの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 統合認証サービスは、長崎大学(以下「本学」という。)における各種情報システムに対して利用者を認証する機能を提供し、もって当該システムの統合的かつ適正な運用を支援するとともに、利便性の向上と安心かつ安全な情報システム利用環境を提供することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに関わるシステムをいう。
- (2) 認証 情報システムにアクセスしようとする者が、第5条の利用者であることを電子データを用いて確認することをいう。
- (3) 情報システム管理者 各種情報システムにおいて当該情報システムを管理する者をいう。

(統合認証サービスの提供)

第4条 情報システム管理者は、当該情報システムについて統合認証サービスの提供を受けるときは、情報メディア基盤センター長(以下「センター長」という。)の承認を得なければならない。

(利用者)

第5条 統合認証サービスにおいて利用者として登録される者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が認めた者

(利用制限等)

第6条 センター長は、利用者が、情報システムの利用により長崎大学学則(平成16年学則第1号)第50条、長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号)第38条若しくは長崎大学職員懲戒規程(平成16年規程第44号)に規定する懲戒を受けたとき又は統合認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、当該利用者の認証を停止し、又は登録を抹消することができる。

2 センター長は、情報システム管理者が、情報システムの利用により長崎大学職員懲戒規

程に規定する懲戒を受けたとき又は統合認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、当該情報システム管理者が管理する情報システムに対する統合認証サービスの提供を停止し、又は取り止めることができる。

(個人情報管理)

第7条 統合認証サービスにおける保有個人情報の取扱いについては、長崎大学個人情報保護規則(平成17年規則第6号)及び長崎大学個人情報管理規程(平成17年規程第10号)の定めるところによる。

(事務)

第8条 統合認証サービスに関する事務は、情報メディア基盤センター及び学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、統合認証サービスの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成23年3月14日から施行する。

長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則

平成16年4月1日

規則第76号

(目的)

第1条 この規則は、長崎大学における教育、研究及び事務に関する情報処理の円滑化を図るために構成された長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム(以下「NUNET」という。)の全学的な管理体制を明確にすることにより、その適正かつ円滑な管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 事務局、各学部(工学部を除く。)、工学研究科、水産・環境科学総合研究科、歯歯薬学総合研究科、熱帯医学研究所、病院、附属図書館、保健・医療推進センター及び各学内共同教育研究施設をいう。
- (2) 部局LAN管理者 前号に規定する部局の長をいう。
- (3) ネットワークコンピュータ 端末装置等の機器を相互に接続するための通信ケーブル及び接続用機器をいう。
- (4) 部局LAN 部局のネットワークのうち、基幹LANと接続している当該部局のネットワークから構成するものをいう。

(5) 基幹LAN 全ての部局LANを接続するための中継機器及び通信ケーブル並びに情報メディア基盤センターに設置された学外ネットワークに接続するための中継機器，サーバ機器，監視装置等の機器及びこれらの機器を接続する通信ケーブルから構成するものをいう。

(6) NUNET 各部局LAN及び基幹LANで構成される総体をいう。

(NUNETの管理)

第3条 基幹LANは，情報メディア基盤センター長(以下「センター長」という。)が管理し，各部局LANは，部局LAN管理者が管理する。ただし，複数部局で一体として運用するネットワークで基幹LANと接続しているネットワークの管理については，関係部局の部局LAN管理者の協議によるものとする。

2 基幹LANと部局LANの接続その他のNUNETに係る事項の総括は，部局LAN管理者の協力を得て，センター長が行う。

(NUNETの運営に関する審議等)

第4条 NUNETの運営に関する次に掲げる事項については，長崎大学情報メディア基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)において審議する。

(1) NUNETの整備運用に関する事項

(2) 基幹LANと部局LANその他機器等の接続に関する事項

(3) NUNETと学外のネットワークとの接続に関する事項

(4) NUNETによるネットワークサービスに関する事項

(5) 基幹LANの運用，保守等の経費に関する事項

(6) その他NUNETの運営に関する事項

2 運営委員会に，NUNETの運用等に関する専門的事項を検討させるため，長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

3 専門委員会に関し必要な事項については，別に定める。

(基幹LANの構成の変更)

第5条 センター長は，基幹LANに機器又は通信ケーブルを接続しようとするとき，基幹LANを構成する機器又は通信ケーブルを更新しようとするとき等基幹LANの構成を変更しようとするときは，運営委員会の議を経て行うものとする。

(部局ネットワーク又は部局管理の機器の接続等)

第6条 部局LAN管理者は，基幹LANに部局のネットワークを接続しようとするとき，部局LANの接続を取り止めようとするとき又は部局LANの接続を変更しようとするときは，センター長の承認を受けなければならない。

2 部局LAN管理者は，部局の管理する機器を基幹LANに接続しようとするとき若しくは接続を取り止めようとするとき又は当該機器の機種等を変更しようとするときは，センター長の承認を受けなければならない。

3 センター長は，前2項に規定する接続又は変更の内容がNUNETの管理運用上支障がない

と認めるときは、運営委員会の議を経て承認するものとする。

(管理運用担当者)

第7条 部局に、当該部局における部局LANの管理に関して部局LAN管理者を補佐し、その運用を行わせるため、管理運用担当者を置く。

2 前項の管理運用担当者は、当該部局の職員のうちから、部局LAN管理者が指名する者をもって充てる。

3 第1項の規定にかかわらず、部局LANの管理及び運用上の必要がある場合には、関係部局の部局LAN管理者の協議により、共通の管理運用担当者を置くことができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、NUNETの運用、利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規則第90号)抄

1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第25号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第33号)抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第11号)抄

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用規程

平成16年4月1日

規程第118号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則(平成16年規則第76号。以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、NUNETの運用、利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(運用)

第3条 基幹LANの運用は、センター長が行う。

2 部局LANの運用は、センター長の総括のもとに部局LAN管理者が行う。

(ネットワーク層プロトコルの指定)

第4条 基幹LANを利用して通信する場合のネットワーク層プロトコルは、IPとする。ただし、センター長が認めた場合は、この限りでない。

(IPアドレスの管理及び割当て)

第5条 NUNETのIPアドレスは、センター長が管理し、部局LAN管理者に割り当てる。

2 前項の規定によりIPアドレスの割当てを受けた部局LAN管理者は、部局LANに接続するコンピュータ、端末装置等の機器(以下「コンピュータ等」という。)にIPアドレスを割り当てる。

3 前2項の規定にかかわらず、基幹LANに直接接続する機器については、センター長がIPアドレスを割り当てる。

(コンピュータ等の接続資格)

第6条 NUNETにコンピュータ等を接続することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 長崎大学(以下「本学」という。)の職員
- (2) その他部局LAN管理者が適当と認めた者

(コンピュータ等の接続手続)

第7条 部局LANにコンピュータ等を接続しようとする者は、接続しようとする部局LANの部局LAN管理者にコンピュータ等接続申請書を提出し、許可を受けなければならない。

2 部局LAN管理者は、部局LANの運用等に支障がないと認めたときは、前項の申請を行った者にコンピュータ等接続許可書を交付する。

3 コンピュータ等の接続を許可された者(以下「端末設置責任者」という。)は、コンピュータ等の接続を取り止めるときは、部局LAN管理者に届け出なければならない。

(NUNETの利用資格)

第8条 前条第2項の規定により接続を許可されたコンピュータ等を利用できる者は、次の各号の一に該当する者で、端末設置責任者の許可を受けたものでなければならない。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他部局LAN管理者が適当と認めた者

(端末設置責任者及び利用者の遵守事項)

第9条 端末設置責任者及びNUNETを利用する者(以下「利用者」という。)は、規則及びこの規程を遵守するとともに、通信の妨害、傍受等NUNETの円滑な運用を阻害する行為をしてはならない。

2 端末設置責任者又は利用者は、NUNETの接続又は利用に関し、部局LAN管理者又は管理運用担当者の指示に従わなければならない。

(接続又は利用の制限)

第10条 部局LAN管理者は、端末設置責任者又は利用者が前条に規定する遵守事項に明らかに違反したと判断したときは、コンピュータ等の接続の許可を取り消し、又はNUNETの利用を制限することができる。

(経費の負担)

第11条 基幹LANの運用、保守等に要する経費の負担は、運営委員会の議により定めるものとする。

2 部局LANの運用、保守等に要する経費は、当該部局が負担するものとする。

3 NUNETに接続するコンピュータ等の接続等に要する経費は、端末設置責任者が負担するものとする。

(事務)

第12条 基幹LANに係る事務は情報メディア基盤センターにおいて、部局LANに係る事務は当該部局において処理する。

3 NUNETの事務の総括は、部局の協力を得て、情報メディア基盤センターが行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、NUNETの運用、利用等の細部に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規程第145号)抄

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

<参考様式>

<参考様式>

<p>コンピュータ等接続申請書</p> <p>(部局LAN管理者) 殿</p>	
<p>長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおりコンピュータ等の接続を申請します。</p> <p>なお、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステムの利用に当たっては、本規程を遵守します。</p>	
申請年月日	平成 年 月 日
申請者の所属・職名、氏名及び連絡先電話	印 (内線)
接続するコンピュータ等の種別、製品名等	
接続場所	
希望事項	

<p>コンピュータ等接続許可書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(接続申請者) 殿</p> <p style="text-align: right;">(部局LAN管理者) 印</p>	
<p>上記コンピュータ等の接続を許可します。</p> <p>なお、IPアドレス等及び希望事項については、次のとおりです。</p>	
IPアドレス等	
希望事項の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可する。 ・ 一部許可する。() ・ 許可しない。

(注1) 太線で囲んだ枠内にご記入ください。

(注2) 所属する部局以外の部局LANに申請する場合は、所属長の承諾書を添付してください。

長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会規程

平成16年4月1日

規程第119号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則(平成16年規則第76号。以下「規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報メディア基盤センター長
- (2) 規則第7条に規定する管理運用担当者
- (3) 情報メディア基盤センターの職員
- (4) その他情報メディア基盤センター長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

(委員長)

第3条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第4条 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(報告)

第6条 委員長は、検討の結果を情報メディア基盤センター運営委員会に報告するものとする。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、専門委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規程第145号)抄

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日規程第44号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会規程

平成16年4月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学教授会規則(平成16年規則第8号)第10条第3項の規定に基づき、保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設(以下「センター」という。)の教授会として設置する長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会(以下「学共施設等計画委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画委員会)

第2条 学共施設等計画委員会は、次のセンターごとに当該計画委員会を設置する。

- (1) 保健・医療推進センター 保健・医療推進センター計画委員会
- (2) 先導生命科学研究支援センター 先導生命科学研究支援センター計画委員会
- (3) 情報メディア基盤センター 情報メディア基盤センター計画委員会
- (4) 大学教育イノベーションセンター 大学教育イノベーションセンター計画委員会
- (5) 先端計算研究センター 先端計算研究センター計画委員会
- (6) 長崎大学言語教育研究センター 長崎大学言語教育研究センター計画委員会
- (7) 長崎大学核兵器廃絶研究センター 長崎大学核兵器廃絶研究センター計画委員会

2 センターに共通する教育研究、管理運営等に関する事項を取り扱う場合は、学長の定めるところにより、合同の計画委員会を設置する。

(審議事項)

第3条 計画委員会は、当該センターの次に掲げる事項について審議する。

- (1) 将来構想に関する事項
- (2) 教員の採用及び昇任に係る選考に関する事項
- (3) その他教育又は研究に関する重要事項

(組織)

第4条 計画委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 当該センターの長
- (3) 当該センターの教授、准教授、専任の講師及び助教
- (4) その他当該センターの教育研究に係る長崎大学(以下「本学」という。)の教授、准教授、専任の講師及び助教のうちから学長が必要と認めた者

2 前項第4号の委員は、学長が任命する。

3 第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 計画委員会には、事務局長を出席させるものとする。

(委員長)

第5条 計画委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 計画委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 計画委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、計画委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、計画委員会に関係職員を出席させることができる。

(教員人事に係る計画委員会の構成等)

第9条 計画委員会において、教員の採用及び昇任のための選考に関する審議を行う場合は、教授の人事にあつては准教授、専任の講師及び助教、准教授の人事にあつては専任の講師及び助教は加わらないものとする。

2 前項の審議を行う場合において、学長は、本学における教員人事の方針を踏まえ、教員の採用及び昇任のための選考に関し、計画委員会に対して意見を述べることができる。

(事務)

第10条 計画委員会の事務は、当該センターの事務を主として担当する事務局の課又は当該センターの事務を担当する部局の事務部(以下これらを「担当課等」という。)において処理する。

2 第2条第2項に規定する合同の計画委員会の事務は、担当課等の協力を得て、総務部総務企画課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、計画委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規程第145号)抄

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規程第15号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月28日規程第33号)

この規程は、平成18年4月28日から施行する。

附 則(平成18年12月22日規程第55号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日規程第5号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第30号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月11日規程第58号)

この規程は、平成20年10月11日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第19号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規程第27号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規程第12号)抄

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月1日規程第30号)抄

1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規程第16号)抄

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月27日規程第36号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成25年9月27日規程第39号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

長崎大学情報政策委員会規則

平成16年4月1日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第29条第2項の規定に基づき、長崎大学(以下「本学」という。)における情報化の推進に関する政策を審議するため、本学に設置する長崎大学情報政策委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 情報政策の策定に関する事項
- (2) 情報教育及び情報倫理の基本方針に関する事項
- (3) 情報セキュリティに関する事項
- (4) 情報基盤の整備に関する事項
- (5) 教育、研究等の情報化に関する事項
- (6) 事務の情報化に関する事項
- (7) その他情報政策に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 学長が指名する副学長(前号の副学長を除く。)
- (3) 情報政策に関する専門家 若干人
- (4) 情報メディア基盤センターから選出された教員 若干人
- (5) 学生支援部長及び学術情報部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第3号、第4号及び第6号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、必要に応じ、特定の事項について専門的に調査・整理させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規則第90号)

1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。

2 改正後の長崎大学情報政策委員会規則第3条第1項第4号の規定により情報メディア基盤センターから最初に選出される委員の任期は、同規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成17年4月1日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

長崎大学情報政策委員会専門部会規程

平成16年4月1日

規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学情報政策委員会規則(平成16年規則第28号)第9条第2項の規定に基づき、長崎大学情報政策委員会(以下「情報政策委員会」という。)に置く専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 情報政策委員会に、情報企画専門部会、情報セキュリティ専門部会及び情報基盤専門部会を置く。

(任務)

第3条 専門部会の任務は、次の表の左欄に掲げる専門部会の種類に応じ、同表の右欄に掲げる事項について専門的に調査・整理する。

情報企画専門部会	(1) 情報政策の企画・立案に関する事項 (2) 情報政策の実施計画等に関する事項 (3) 情報政策の推進に関する事項 (4) その他情報政策に関し必要な事項
情報セキュリティ専門部会	(1) 情報教育及び情報倫理の基本方針に関する事項 (2) 情報セキュリティポリシーの策定作業に関する事項 (3) 情報セキュリティポリシーの評価・分析及び見直しに関する事項 (4) 情報セキュリティ対策の推進に関する事項 (5) その他情報セキュリティに関し必要な事項
情報基盤専門部会	(1) 情報基盤の整備に関する事項 (2) 情報基盤の更新に関する事項 (3) 業務用データベース等の設計等に関する事項 (4) その他情報基盤に関し必要な事項

(組織)

第4条 情報企画専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報政策委員会委員のうちから選出された者 若干人
- (2) 情報政策委員会から推薦された者 若干人
- (3) 学術情報部情報企画課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 情報セキュリティ専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報政策委員会委員のうちから選出された者 若干人
- (2) 情報政策委員会から推薦された者 若干人
- (3) 学術情報部情報企画課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

3 情報基盤専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報政策委員会委員のうちから選出された者 若干人
- (2) 情報政策委員会から推薦された者 若干人
- (3) 学術情報部情報企画課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

4 委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第2号及び第4号、同条第2項第2号及び第4号並びに同条第3項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第2号及び第4号、同条第2項第2号及び第4号並びに同条第3項第2号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第6条 専門部会に部会長を置き、それぞれ第4条第1項第1号、同条第2項第1号又は同条第3項第1号の委員のうちから情報政策委員会において選出された者をもって充てる。

2 部会長は、会議を招集し、その議長となる。

3 専門部会に副部会長を置き、部会長の指名する委員をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を助け、部会長に事故があるときは、この職務を代行する。

(会議)

第7条 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(意見の聴取)

第8条 部会長が必要と認めたときは、専門部会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第9条 部会長は、必要に応じ、専門部会に関係職員を出席させることができる。

(情報政策委員会への報告)

第10条 部会長は、専門部会における調査・整理の状況及びその結果について、情報政策委員会に報告するものとする。

(事務)

第11条 専門部会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規程第145号)

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

2 改正後の長崎大学放射性同位元素等安全管理委員会規程第3条第1項第2号の規定により共同研究交流センターから最初に選出される委員の任期は、同規程第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成18年3月31日規程第24号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

長崎大学学内共同教育研究施設長等選考規則

平成20年2月26日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第44条第3

項の規定に基づき、保健・医療推進センター長及び学内共同教育研究施設の長の選考、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「センター」とは、保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設をいう。

2 この規則において「センター長」とは、前項に規定するセンターの長をいう。

(選考の事由及び任命)

第 3 条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、センター長を選考し、任命する。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

(選考の時期)

第 4 条 センター長の選考は、前条第 1 号に該当する場合は任期満了の 1 月以前に、同条第 2 号又は第 3 号に該当する場合は速やかに行う。

(センター長の資格)

第 5 条 センター長となることのできる者は、本学の理事又は職員とする。

(候補者の推薦)

第 6 条 学長は、センター長の選考に当たり、理事並びに学部長(工学部長を除く。)、工学研究科長、水産・環境科学総合研究科長、医歯薬学総合研究科長、熱帯医学研究所長、原爆後障害医療研究所長及び附属図書館長並びに当該選考の対象となるセンターの長に候補者の推薦を求めることができる。

(任期)

第 7 条 センター長の任期は、2 年とする。ただし、任命の日が年度の途中である場合のセンター長の任期は、任命の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事又は副学長をセンター長に任命する場合の任期は、当該理事又は副学長の任期の末日までとする。

3 センター長は、再任されることができる。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、センター長の選考等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にセンター長(国立大学法人長崎大学基本規則の一部を改正する基本規則(平成 20 年基本規則第 3 号)附則第 2 項の規定により保健・医療推進センター長となる保健管理センター所長を含む。)である者は、この規則に基づき選考されたものとみな

し、その任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成20年3月31日規則第34号)

この規則は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月26日規則第5号)

この規則は、平成22年2月26日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第14号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規則第5号)抄

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

8. 名簿

長崎大学情報メディア基盤センター運営委員会名簿 (H24.5.1 現在)

委員長	情報メディア基盤センター長	教授	松田 浩
委員	教育学部	准教授	中村 千秋
	経済学部	講師	鈴木 斉
	医歯薬学総合研究科 (医学系)	准教授	松本 武浩
	医歯薬学総合研究科 (医学系)	助教	浦田 芳重
	医歯薬学総合研究科 (保健学系)	准教授	菊池 泰樹
	医歯薬学総合研究科 (歯学系)	教授	藤原 卓
	医歯薬学総合研究科 (薬学系)	准教授	和田 光弘
	工学研究科	教授	樋口 剛
	水産・環境科学総合研究科 (環境科学系)	准教授	富塚 明
	水産・環境科学総合研究科 (環境科学系)	准教授	杉山 和一
	水産・環境科学総合研究科 (水産学系)	准教授	万田 敦昌
	熱帯医学研究所	准教授	奥村 順子
	情報メディア基盤センター	教授	野崎 剛一
	情報メディア基盤センター	教授	丹羽 量久
	総務部	総務部長	後藤 博明
	学生支援部	学生支援部長	中村 浩之
	学術情報部	学術情報部長	菅原 親雄

情報メディア基盤センター職員名簿 (H24.5.1 現在)

センター長	教授	松田 浩
	教授	野崎 剛一
	教授	丹羽 量久
	教授	藤井美知子
	准教授	上繁 義史
	准教授	古賀 掲維
	助教	柳生 大輔
事務室	課長	上野 恒信
学術情報部情報企画課	主任	土田 徹
	技術職員	長崎 隆志
	事務補佐員	前田 知子
	事務補佐員	大町 麗
	事務補佐員	白石 郷美

編集後記

2012年度は教養教育カリキュラムが刷新され、前期には、新たに情報科学科目「情報基礎」を開講しました。この授業内容は、2006年度より入学生の状況を継続的に調査してきた結果を踏まえ、旧カリキュラム情報処理科目「情報処理入門」から充実させました。夜間主を除く全クラスを当センター教員6名が担当しています。次年度の準備として、2012年度版「情報基礎」共通テキストを改善し、2013年度版を作成しました。また、後期からは新たにモジュール科目が開講され、当センターもその責任部局の一つとなってテーマ「情報社会とコンピューティング」を提供しています。

2012年7月には「eラーニングコンテンツ開発支援室」を設置し、eラーニングの導入やコンテンツ作成に関する支援活動に取り組み始めました。

長崎大学における学生教育を含めた情報環境の整備・発展のために当センター教職員は努力を重ねています。引き続き皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

(K.N.)

長崎大学情報メディア基盤センターレポート 2012

発行 2013年 12月

編集・発行 長崎大学情報メディア基盤センター

〒852-8521 長崎市文教町1番14号

電話番号 095-819-2222

ファクシミリ 095-819-2218

